# 上場前の公募又は売出し等に関する規則

(平成11.7.1変更)

(平成1.4.1実施)

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(有価証券上場規程第7条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。)による募集株式(有価証券上場規程第7条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当て等について、必要な事項を定める。

(平成5.4.1、8.11.1、10.1.1、11.7.1、14.4.1、16.12.13、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.11.9、22.2.10変更)

### 第2章 上場前の公募又は売出し

#### 第1節 総 則

(平成9.9.1追加)

## (公募又は売出予定書の提出)

- 第2条 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し(以下「上場前の公募等」という。)を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)である当取引所の取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。)(以下「元引受取引参加者」という。)は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を当取引所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この規則において同じ。)
- 2 当取引所が「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不適当と認めて、その変更を要請した 場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予 定書」を提出するものとする。

(平成8.4.1、8.11.1、10.12.1変更、14.4.1第3条を第2条に繰上・変更、15.12.1、19.9.30変更)

## (上場前の公募等の手続)

- **第3条** 新規上場申請者が、上場前の公募等を行う場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の 各号に定めるいずれかの手続を行うものとする。
  - (1) この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査(以下「ブック・ビ

ルディング」という。)

(2) この規則の定めるところにより行う競争入札の方法による上場前の公募等(以下「競争入札による公募等」という。)

(平成9.9.1追加、11.10.1、14.4.1第3条の2を第3条に繰上・変更、15.4.1変更)

#### (公開価格の決定)

- 第4条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格(競争入札による公募等を行う場合にあっては、競争入札による公募等を除く上場前の公募等(以下「入札後の公募等」という。)の価格をいう。以下「公開価格」という。)を決定するものとする。
  - (1) ブック・ビルディングを行う場合 ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況
  - (2) 競争入札による公募等を行う場合 競争入札による公募等における落札加重平均価格(落札価格をもとに当取引所が定める方法により加重 平均して得た価格をいう。)その他の当該競争入札の実施状況
- 2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに当取引 所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写 しを当取引所に提出するものとする。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の3を第4条に繰下・変更)

### (上場前の公募等に係る配分)

- 第5条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の 方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。 (平成24.10.1変更)
- 2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当取引所が適当と認める場合には、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の4を第5条に繰下・変更、24.10.1変更)

### (委託販売に係る事務の委託)

第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受取引参加者以外の金融商品取引業者(当該上場前の公募等について第8条に規定する当取引所が必要と認める事項を内容とする契約又は第9条に規定する当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、当取引所が適当と認める事務を当取引所に委託することができる。

(平成9.9.1追加、13.6.11変更、14.4.1第3条の5を第6条に繰下・変更、19.9.30変更)

### (公募又は売出実施通知書等の提出)

第7条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間(競争入札による公募等を行う場合にあっては、入 札後の公募等の申込期間をいう。以下この条において同じ。)終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る 公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を当取 引所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式の 取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、当取引所が必要に 応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(平成9.9.1追加、10.12.1変更、14.4.1第3条の6を第7条に繰下・変更)

### (非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について当取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者(以下「非取引参加者金融商品取引業者」という。)又は外国証券業者が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(当取引所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者とこの規則の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(平成9.9.1追加、11.2.1変更、14.4.1第3条の7を第8条に繰下・変更、19.9.30変更)

### (同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)

第9条 前条の規定にかかわらず、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者(次条第1項の規定により当取引所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者と当該上場前の公募等について当取引所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について当取引所が適当と認める書面を当取引所に提出するものとする。

(平成9.9.1追加、11.2.1、13.6.11変更、14.4.1第3条の8を第9条に繰下・変更、19.9.30変更)

## (上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等)

- 第10条 当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定するものとし、これを当取引所に通知するものとする。
- 2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前項の規定により当取引所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第4条第2項(公表に係る部分に限る。)、第5条第2項(公表に係る部分に限る。)、第6条、第8条、第12条第2項(公表に係る部分に限る。)、第13条第2項(公表に係る部分に限る。)、第17条、第18条第1項及び第19条から第22条までの規定は、適用しない。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の9を第10条に繰下・変更、19.9.30変更)

### (不適正な上場前の公募等に対する措置)

第11条 当取引所は、第7条第1項若しくは第21条に規定する書類又は第7条第2項若しくは第15条第3項の 規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受取引参加者がこの規則に基づ き当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の10を第11条に繰下・変更)

### 第2節 公開価格の決定手続等

(平成9.9.1追加)

### 第1款 ブック・ビルディング

(平成9.9.1追加)

## (ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定)

- 第12条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。
- 2 元引受取引参加者は、当取引所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を当取引所に通知するものとする。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の11を第12条に繰下・変更)

## (公開価格に係る仮条件の決定等)

- 第13条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請者の 財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公 開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件(投資者の需要状況 の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。)を決定するものとする。
- 2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、 直ちに当取引所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当 該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の12を第13条に繰下・変更、21.11.9変更)

## (需要状況の調査に含めてはならない需要)

- **第14条** 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。
  - (1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要
  - (2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の13を第14条に繰下・変更)

## (需要状況の調査の記録の保存等)

- 第15条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。
- 2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存する ものとする。

3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(平成9.9.1追加、14.4.1第3条の14を第15条に繰下・変更)

### 第2款 競争入札による公募等

(平成9.9.1追加)

### (競争入札の実施)

- 第16条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、当取引所が定める 数量の株式を競争入札に付するものとする。
- 2 前項の規定に基づく競争入札による公募等においては、当取引所が定めるところに従い、入札を行う場合 の下限価格をあらかじめ定めて行うものとする。

(平成8.4.1、9.9.1変更、14.4.1第4条を第16条に繰下・変更)

### (競争入札事務の委任)

第17条 元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、当該競争入札による公募等に係る事務 を当取引所に委任するものとする。この場合における事務の委任は、当取引所が定める様式による競争入札 事務委任契約書をもって行うものとする。

(平成8.4.1変更、14.4.1第5条を第17条に繰下・変更)

### (入札の取次等)

- 第18条 競争入札による公募等における当取引所での入札は、取引参加者に限り、これを行うことができる。
- 2 入札は、取引参加者が顧客の入札を取り次いで行うものとし、取引参加者は自己の計算に基づく入札を行ってはならない。
- 3 取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札(金融商品取引業者にあっては、自己の計算に基づく入札)の 取次ぎを行ってはならない。
  - (1) 新規上場申請者の特別利害関係者
  - (2) 新規上場申請者の所有株式数の多い順に10名の株主 (新規上場申請者の従業員持株会を除く。)
  - (3) 新規上場申請者の従業員
  - (4) 金融商品取引業者並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
- 4 取引参加者は、あらかじめ定められた下限価格に満たない価格の入札その他の不適当な入札の取次ぎを 行ってはならない。

(平成7.1.26、8.11.1、9.9.1変更、14.4.1第6条を第18条に繰下・変更、15.12.1、19.9.30変更)

## (入札の不成立等)

- 第19条 当取引所は、競争入札による公募等における入札申込総株式数が著しく少ない場合には、当該競争入 札を不成立とし、一切の入札を取り消すものとする。
- 2 当取引所は、前項の規定により当該競争入札を不成立とした場合には、直ちにこれを公表するものとする。 (平成4.12.28追加、14.4.1第6条の2を第19条に繰下・変更)

## (落札結果の公表及び通知)

第20条 競争入札による公募等の落札結果に関して当取引所が必要と認める事項の公表は、当取引所がこれを

行うものとする。

2 当取引所は、元引受取引参加者及び入札を取り次いだ取引参加者に対し、原則として入札が行われた日に、 競争入札による公募等における落札結果の通知を行うものとする。

(平成8.4.1変更、14.4.1第7条を第20条に繰下・変更、15.12.1変更)

#### (落札者名簿等の提出)

- 第21条 競争入札による公募等において落札した取引参加者(以下「落札取引参加者」という。)は、前条第 2項に規定する落札結果の通知が行われた日(以下「落札結果の通知日」という。)の翌日(休業日に当た る場合は、順次繰り下げる。)までに、当該落札結果に係る取得者の割当内訳の状況を記載した書面を元引 受取引参加者に提出するものとする。
- 2 落札取引参加者は、落札結果の通知日から起算して3日目(休業日を除外する。以下日数計算について同 じ。)の日までに、当該落札結果に係る取得者の住所、氏名及び株式数等を記載した当取引所所定の「落札 者名簿」を当取引所に提出するものとする。

(平成8.4.1変更、14.4.1第8条を第21条に繰下・変更、15.12.1変更)

## (落札の取消し等)

- 第22条 当取引所は、前条に規定する書類の内容及び競争入札による公募等の実施の状況等から、談合その他組織的な不正行為により、競争入札による公募等の公正性が著しく害されたと認められる場合には、一切の落札を取り消すことができる。
- 2 当取引所は、前項の規定により落札を取消した場合には、直ちにこれを公表するものとする。 (平成4.12.28変更、14.4.1第9条を第22条に繰下・変更)

## 第3章 上場前の株式等の譲受け又は譲渡

(平成18.5.1変更)

## (上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第23条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。)が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

(平成9.9.1、11.7.1変更、14.4.1第15条を第23条に繰下・変更、14.4.1、17.2.1、18.5.1、26.1.23、令和2.11.1変更)

### (上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

- 第24条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。
- 2 新規上場申請者は、前項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。
- 3 当取引所は、新規上場申請者が前項の提出請求に応じない場合は、当該新規上場申請者の名称及び当該提

出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。

4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

(平成6.10.1、11.7.1変更、14.4.1第16条を第24条に繰下・変更、18.5.1変更)

### 第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等

(平成18.5.1、21.11.9変更)

## (第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)

- 第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該確約を証する書類を当取引所が定めるところにより提出するものとする。
- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は 受理の取消しの措置をとるものとする。

(平成8.1.1、8.4.1、9.6.1、11.7.1、13.9.4変更、14.4.1第17条を第25条に繰下・変更、14.4.1、18.5.1、21.11.9、22.2.10、26.1.23、令和2.11.1変更)

## 第26条 削 除 (平成14.4.1変更)

## (所有に関する規制)

- 第27条 第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、第25条第1項に規定する確約に基づく所有を現 に行っていない場合には、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、 当取引所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。
- 2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が第25条第1項に規定する確約に定 める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を当取引所に提出す るものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者の当該募集株式の所有状況に関して 当取引所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

(平成8.1.1、8.4.1、11.7.1、13.9.4変更、14.4.1第18条を第27条に繰下・変更、14.4.1、18.5.1、21.11.9、令和2.11.1変更)

### (第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第28条 第25条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(平成8.1.1、11.7.1、13.9.4変更、14.4.1第19条を第28条に繰下・変更、14.4.1、18.5.1、21.11.9変更)

## (ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書類が当取引所に提出されている新株予約権(当該確約が行われている部分に限る。)については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合(当取引所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

(平成8.1.1追加、8.4.1、9.9.1、11.7.1変更、13.9.4第20条の2を第20条に繰上・変更、14.4.1第20条を第29条に繰下・変更、14.4.1、18.5.1、21.11.9、令和2.11.1変更)

### (ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

- 第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による株式又は新株予約権の交付(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第25条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該確約を証する書類を当取引所が定めるところにより提出するものとする。
- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は上場申請の不受理又は 受理の取消しの措置をとるものとする。

(平成8.1.1追加、11.7.1変更、13.9.4第20条の3を第20条の2に繰上・変更、14.4.1第20条の2を第30条に繰下・変更、14.4.1 第20条の2を第30条に繰下・変更、14.4.1 第5.1 会和2.11 1変更)

## (ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第30条の2 第27条の規定は、前条第1項に規定する交付を受けた者について準用する。この場合において、 第27条中「募集株式」とあるのは「株式又は新株予約権」と読み替えるものとする。

(平成14.4.1追加、18.5.1変更)

## (第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て(以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

(平成11.7.1追加、13.9.4第20条の4を第20条の3に繰上、14.4.1第20条の3を第31条に繰下・変更、14.4.1、17.2.1、18.5.1、21.11.9、令和2.11.1変更)

## (上場前の株式等の移動に関する記録の保存等に関する規定の準用)

第32条 第24条の規定は、新規上場申請者が前条の規定に基づき当取引所に提出した書類の記載内容について の記録の保存等について準用する。 (平成11.7.1追加、13.9.4第20条の5を第20条の4に繰上、14.4.1第20条の4を第32条に繰下・変更、18.5.1変更)

### 第5章 雑 則

## (委任規定)

第33条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、当取引所が規則により定める。

(平成14.4.1第21条を第33条に繰下・変更)

付 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 第2章の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に効力の発生する上場前の公募等 に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者について適用する。
- 3 第3章の規定は、施行日以後に行う株券、転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券の譲受け 又は譲渡について適用する。
- 4 第4章の規定中第17条から第19条までの規定は新規上場申請者が施行日以後に行う第三者割当等による新株発行並びに転換社債及び新株引受権付社債の発行について、第20条第1項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及び新株引受権付社債の転換及び新株引受権の行使による新株の発行について、同条第2項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及び新株引受権付社債の制限期間における転換及び新株引受権の行使による新株発行について、それぞれ適用する。
- 5 施行日前に発行された転換社債及び新株引受権付社債について、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分 に従い、当該各号に掲げる日までに転換又は新株引受権の行使が行われていない場合には、本所は上場申請 の不受理の措置をとるものとする。
  - (1) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年3月31日以前に該当する新規上場申請者

上場申請日の直前事業年度の末日まで

- (2) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年4月1日から平成4年3月31日までに該当する新規上場申 請者 平成3年3月31日まで
- (3) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該当する新規上場申請者

制限期間の最終日まで

6 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該当する新規上場申請者が施行日前に発行した転換社債及び新株引受権付社債の制限期間における転換又は新株引受権の行使による新株発行が、平成3年4月1日以後に行われるときは、第20条第2項において準用する第17条第2項(第1号及び第2号を除く。)及び第18条の規定の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第6条第4項の規定にかかわらず、平成4年4月1日前に上場前の公募等に係る有価 証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2、第9条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場前 の公募に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

(平成11.7.1、13.9.4変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正前の第4条第1項の規定により競争入札による公募等を行った新規上場申請者については、なお従前 の例による。

(平成15.4.1 3を2に繰上)

付 則

この改正規定は、平成11年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成13年6月11日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年9月4日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改 正規定施行の日以後に新株、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用 する。

(平成14.4.1変更)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第30条の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による」とあるのは「前条に規定する新株予約権の行使若しくは転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「割り当てられた新株予約権」とあるのは「割り当てられた新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

(平成14.4.1、18.5.1変更)

4 この改正規定施行の日から当分の間、新規上場申請者は、上場申請日以後において効力を有する改正前の 新規事業法等の規定による決議(上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事 業法等の規定による決議であって、上場申請日の前日までの間に改正前の新規事業法等の規定による決議に 基づき新株発行を行った場合の当該決議を除いたものをいう。)がある場合又は上場申請日の後に改正前の 新規事業法等の規定による決議がなされた場合若しくは改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した 場合には、当取引所が定めるところにより通知するものとする。

(平成14.4.1追加)

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商 法等改正法」という。) 附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権及びその行 使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債 (次項ただし書に規定する新株引受権付社債を除く。)は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を 適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第29条第1項の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

- この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- (注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、同日前に行われた自己株式及び自己新株予約権の処分については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条、第27条、第29条及び第30条の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

## (変更)

[平成4.1.1、4.12.28、5.4.1、6.10.1、7.1.26、7.3.1、8.1.1、8.4.1、8.11.1、9.6.1、9.9.1、10.1.1、10.12.1、11.2.1、11.7.1、11.10.1、13.6.11、13.9.4、14.4.1、15.4.1、15.12.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.11.9、22.2.10、24.10.1、26.1.23、令和2.11.1)